

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和 3 年 6 月 18 日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
62	6 月 18 日（金） 午前 9 時 10 分～	1. 市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙 1） 2. 緊急事態宣言解除後の対応について 緊急事態宣言解除後、本市がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたことを受け、6 月 21 日（月）から 7 月 11 日（日）までの期間、以下のとおり対応することとしました。（6 月 19 日に市決定） ・ 市民等への周知について 感染拡大防止の啓発を徹底するため、防災行政無線や見守りメール等を活用した市民等への呼びかけを引き続き実施していくこととする。 ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて 東京都が発表した「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」（別紙 2）に準じて、公共施設等の利用制限及びイベント等の開催制限を実施することとする。（別紙 3） ・ 教育委員会の対応について まん延防止等重点措置移行後の学校教育等について、別紙のとおり実施していくこととする。（別紙 4） 3. 新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、最新の接種状況や 64 歳以下の方へのワクチン接種対応スケジュール等について、別紙のとおり報告がありました。（別紙 5）

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
		4. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について コロナ禍の影響により生活再建が困難な方のために国が創設した「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、別紙のとおり予算措置等の対応をすることとしました。(別紙6)

2 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

(別紙参照・令和3年6月14日以降公表分)

令和3年6月19日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年6月18日（金）（午前9時10分～）に、第62回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。なお、「緊急事態宣言解除後の対応」の案件については、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部での決定を受け、立川市新型コロナウイルス感染症対策本部長の決定とします。

記**【決定等事項】****○ 市内の感染状況等について**

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ 緊急事態宣言解除後の対応について

緊急事態宣言解除後、本市がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されたことを受け、6月21日（月）から7月11日（日）までの期間、以下のとおり対応することとしました。（6月19日に市決定）

・ 市民等への周知について

感染拡大防止の啓発を徹底するため、防災行政無線や見守りメール等を活用した市民等への呼びかけを引き続き実施していくこととする。

・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて

東京都が発表した「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」（別紙2）に準じて、公共施設等の利用制限及びイベント等の開催制限を実施することとする。（別紙3）

・ 教育委員会の対応について

まん延防止等重点措置移行後の学校教育等について、別紙のとおり実施していくこととする。（別紙4）

○ **新型コロナウイルスワクチン接種事業について**

ワクチン接種事業について、最新の接種状況や 64 歳以下の方へのワクチン接種対応スケジュール等について、別紙のとおり報告がありました。(別紙 5)

○ **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について**

コロナ禍の影響により生活再建が困難な方のために国が創設した「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、別紙のとおり予算措置等の対応をすることとしました。(別紙 6)

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

【令和3年6月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)
新たな患者数	3	6	5	3	6	3	2	2	2	5	5	5	3	3	1	3	3														
患者数の累計	1315	1321	1326	1329	1335	1338	1340	1342	1344	1349	1354	1359	1362	1365	1366	1369	1372														
退院等者数の累計	1225	1235	1241	1246	1254	1257	1259	1265	1269	1272	1286	1295	1296	1300	1304	1312	1325														
入院・療養中の患者数	90	86	85	83	81	81	81	77	75	77	68	64	66	65	62	57	47														

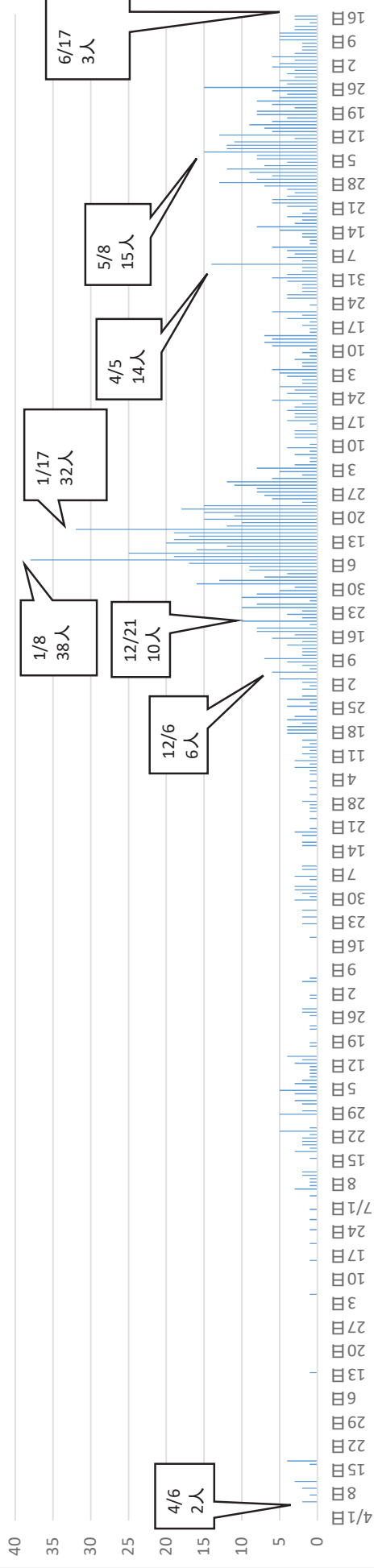
【令和3年5月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(土)	(日)	(祝)	(祝)	(祝)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)
新たな患者数	6	9	12	7	4	8	8	15	12	12	11	3	13	6	7	9	6	4	8	8	3	6	8	5	4	6	15	4	5	3	4
患者数の累計	1087	1096	1108	1115	1119	1127	1135	1150	1162	1174	1185	1188	1201	1207	1214	1223	1229	1233	1241	1249	1252	1258	1266	1271	1275	1281	1296	1300	1305	1308	1312
退院等者数の累計	1027	1030	1031	1041	1050	1056	1058	1067	1071	1081	1082	1094	1096	1106	1113	1118	1138	1148	1153	1159	1164	1184	1188	1195	1201	1208	1211	1216	1214	1219	1224
入院・療養中の患者数	60	66	77	74	69	71	77	83	91	93	103	94	105	101	101	105	91	85	88	90	88	74	78	76	74	73	85	84	91	89	88

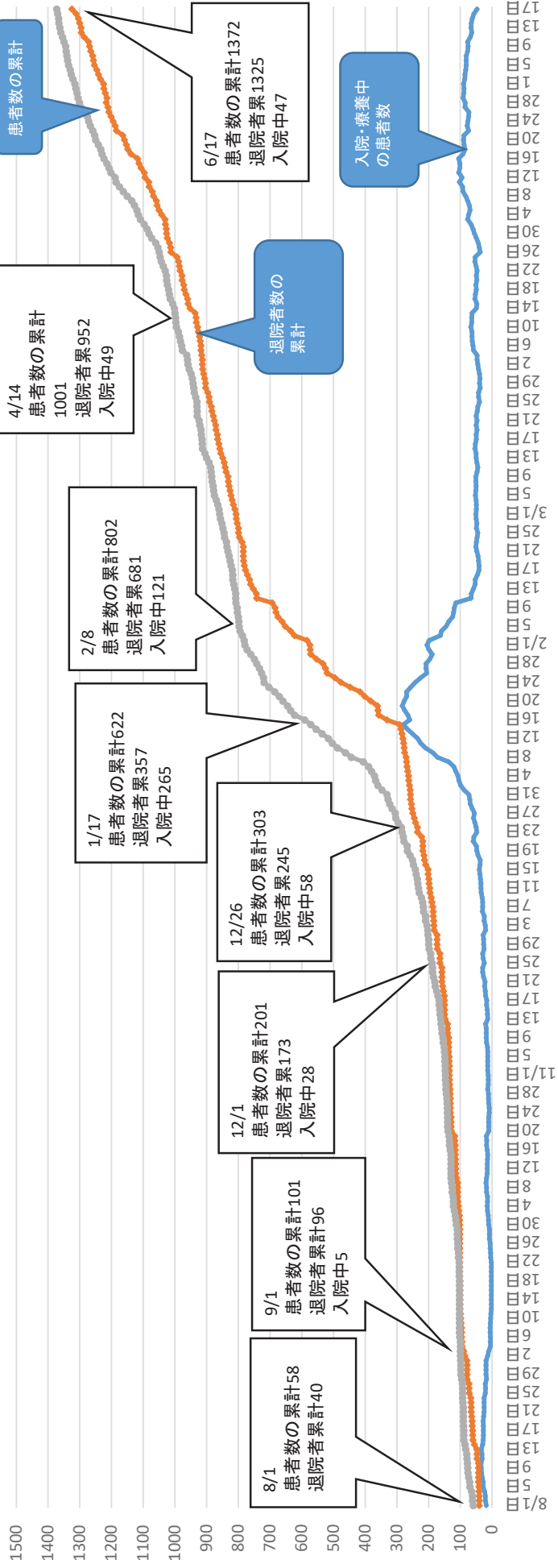
【令和3年4月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(祝)	(金)
新たな患者数	6	4	2	2	14	2	4	3	4	6	1	1	2	2	5	8	3	2	4	2	1	4	6	6	4	3	4	7	13	8
患者数の累計	954	958	960	962	976	978	982	985	989	995	996	997	999	1001	1006	1014	1017	1019	1023	1025	1026	1030	1036	1042	1046	1049	1053	1060	1073	1081
退院等者数の累計	912	913	913	915	918	918	920	922	926	928	932	933	936	952	958	960	965	970	972	977	977	983	986	988	993	1012	1013	1017	1024	1026
入院・療養中の患者数	42	45	47	47	58	60	62	63	63	67	64	64	63	49	48	54	52	49	51	48	49	47	50	54	53	37	40	43	49	55

感染者数（新規陽性者数） R2年4月～R3年6月



感染者数（累計、入院・療養中者数） R2年8月～R3年6月



新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和3年6月18日

東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

(2) 期 間

令和3年6月21日（月曜日）0時から7月11日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 等

②事業者向け

- ・ 施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

●日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

(新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

●不要不急の都道府県間の移動の自粛 (法第24条第9項)

●混雑している場所や時間を避けて行動すること (法第24条第9項)

●感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること (法第24条第9項)

●飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ2人以内で、90分以内とすること (法第24条第9項)

●措置区域において、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと (法第31条の6第2項)

●路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等①

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	● 営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第31条の6第1項） ● 入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請（法第31条の6第1項） 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第31条の6第1項） ・ ただし、国の定める「基本4項目」（※1）を遵守している店舗（※2）について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする	● 営業時間の短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） ● 同 左（法第24条第9項） 同 左（法第24条第9項） ・ ただし、国の定める「基本4項目」（※1）を遵守している店舗（※2）について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	① 同グループの入店：2人以内 ② 酒類提供の時間：11時から19時までの間 ③ 利用者の滞在時間：90分以内 ※1 ・ アクリル板等（パーティション）の設置 又は座席の間隔の確保 ・ 手指消毒の徹底 ・ 食事中以外のマスク着用の推奨 ・ 換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗	① 同グループの入店：2人以内 ② 酒類提供の時間：11時から20時までの間 ③ 利用者の滞在時間：90分以内 ※1 ・ アクリル板等（パーティション）の設置 又は座席の間隔の確保 ・ 手指消毒の徹底 ・ 食事中以外のマスク着用の推奨 ・ 換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーの登録、研修の修了、所定のチェックリストにチェックをしている店舗
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様	・ なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・ 一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和 （次頁につづく）	・ なお、感染状況が悪化し、ステージⅣ相当の状況が視野に入った場合、専門家の意見を聴取した上で、直ちに酒類提供・持込の全面停止を要請 ・ 一方、感染状況が改善し、ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の進捗状況や専門家の意見も踏まえ、徹底点検済店舗に限り、上記の条件を緩和 （次頁につづく）

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等②

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	●カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ） (法第31条の6第1項)	● 同 左（法第24条第9項）
遊興施設等 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第31条の6第1項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）	● 同 左（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 ※結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様	●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）	● 同 左（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、 プラネタリウム、演芸場 等	● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3(6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項)	● 同 左 (協力依頼)
		● 営業時間短縮を要請 (法第24条第9項) ○ イベント開催の場合 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 ○ イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼 ○ 映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 ○ 映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 ○ 映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼	● 営業時間短縮の協力依頼 ○ イベント開催の場合 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 ○ イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 ○ 映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 ○ 映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼
		● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請 (法第24条第9項) ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)	● 同 左 (協力依頼)
		● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項)	● 同 左 (協力依頼)
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	● 利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請 (法第24条第9項)	● 同 左 (協力依頼)
		● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)	● 同 左 (法第24条第9項)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)		

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、 ボウリング場、野球場、 ゴルフ場、陸上競技場、 屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バッドミントン練習場、スポーツ クラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ 等	●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (「3 (6) イベントの開催制限」参照) (法第24条第9項)	●同 左 (協力依頼)
		●営業時間の短縮 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項)	●営業時間の短縮 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼
		(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項)	(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	●特措法施行令第5条の5に規定される各措置 の実施を要請 (法第24条第9項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)	●同 左 (協力依頼)
		●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項)	●同 左 (協力依頼)
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、 記念館、水族館、動物園、 植物園 等	●利用者による施設内への酒類の持込を 認めないことを要請 (法第24条第9項)	●同 左 (協力依頼)
		●業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)	●同 左 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請等

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮（5時～20時） を要請 (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)	● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 （法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）	● 同 左（協力依頼）
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請 (法第24条第9項)	● 同 左（協力依頼）
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ● 業種別ガイドラインの遵守 （法第24条第9項）	● 同 左（協力依頼） ● 同 左（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	施設	要請内容	
		措置区域	措置区域外
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した、学修者本位の効果的な授業の実施等	
	保育所、介護老人保健施設 等		
	大学等 (第3号)		
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施について、協力を依頼	
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと	
	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等		
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（都内全域）

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率）に沿ったイベントの開催を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等 〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

- 営業時間短縮の要請（営業時間は5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）

6月21日以降の公共施設等利用に関する一覧表

別紙3

▲：開館時間の短縮を要請する施設(法第24条第9項) △：開館時間の短縮を協力依頼する施設

施設名称	6月21日以降の対応	備考
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	▲	・泉体育館、柴崎体育館は19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・練成館は20時まで ・体育室、トレーニング室、プール(泉体育館休止中)について、入替制及び人数制限あり
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	▲	・開館時間：20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	▲	・開館時間：19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・1イベント100人以内
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	▲	・開館時間：20時まで(イベント開催の場合は21時まで) ・収容率50%
旧若葉小学校	▲	・開館時間：20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり ※校庭は整地のため、6月中は利用不可
歴史民俗資料館	△	・収容率50%
古民家園	△	・収容率50%
女性総合センターアイム	△	・収容率50%
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	△	○子ども未来センター；会議室等の貸出について定員の50%に制限 ○まんがぱーく；入場上限数を制限する(120人)。開館時間を短縮し、土日は整理券を配布して入替制(2部制)、酒類の提供自粛及び持ち込み禁止
たちかわ創造舎	△	・収容率50%
学校施設の貸出(教室)	△	・20人以内
たまがわみらいパーク	△	・収容率50%
清掃工場の付帯施設	△	・収容率50%
学習館	△	・収容率50%
学習等供用施設	△	・収容率50%
西砂りサイクルショップ	△	・店内が混雑した場合、入場を制限する場合あり
福祉会館	△	・収容率50%
立川競輪場	△※	・本場を有観客開催とし、場外開催は入場再開とする。 ・入場人数制限(上限5,000人) ※酒類の提供自粛及び持ち込み禁止(法第24条第9項)
児童館	△	混雑した場合、入場を制限する場合あり
図書館	△	[人数]中央館 施設定員を50%以下の 250人以内に制限 地区館 館の規模に応じて50%以下の定員制限 [時間] 60分以内
ハヶ岳山荘	△	食堂、浴室について、入替制及び人数制限あり

・各施設、利用時間は原則20時までとします。

・イベントの取り扱いについては、別紙2「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」3. 事業者向けの要請等(6)イベント開催の制限(都内全域)に準拠することとします。

・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

まん延防止措置に伴う教育委員会の対応について

1 学校教育について

(1) 基本的方針

- ・学校については、感染防止対策をさらに徹底しながら学びを途切れさせないため、学校運営を継続する。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高くなる活動は制限し、今後の実施に向け、時期や方法等を調整するとともに代替案も検討する。
- ・複数の感染者、濃厚接触者が確認され、臨時休業とする場合は、タブレット PC 等を活用して児童・生徒とつなぎ、学びを継続する。

(2) 具体的対応

① 主な学校行事

- | | |
|----------|--|
| ・ 宿泊行事 | 見学先等の状況を踏まえて検討する |
| ・ 校外学習 | 見学先等の状況を踏まえて検討する |
| ・ 授業公開 | 感染防止対策を踏まえて検討する |
| ・ 中学校部活動 | 国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を踏まえて、各学校が自校の状況に応じて検討する。 |

② 教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染防止等の対応を徹底する。

- ・ 検温等の健康観察
- ・ 学校生活の中での感染予防
- ・ 欠席児童・生徒に対して、タブレット PC 等を活用した学習支援
- ・ 児童・生徒の心のケア 等

2 社会教育施設について

(1) 基本的方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

1、新型コロナウイルスワクチン接種について

(1) ワクチン流通状況

クール	出荷状況	納品箱数	接種可能数
第1クール	4月5日	-	
第2クール	4月12日	-	
第3クール	4月19日	2	1,950
第4クール	4/26～5/9	18	17,550
第5クール	5/10～5/23	28	32,760
第6クール	5/24～6/6	20	23,400
第7クール	6/7～6/14	15	17,550
第8クール	6/21～6/28	24	28,080
合計			121,290

(2) 接種状況及び予約状況（65歳以上）

接種回	接種対象者数	接種人数	接種率
1回目	約 45,500 人	30,439 人	66.9%
2回目		12,007 人	26.4%

※接種人数は、令和3年6月15日現在

(3) 医療機関予約状況

接種回	予約枠 (6月末時点)	予約回数 (6月末時点)	予約枠 (7/29日時点)	予約回数 (7月末時点)
1回目	68,907 回	33,892 回	87,257 回	34,350 回
2回目		23,925 回		30,537 回
合計	68,907 回	57,817 回	87,257 回	64,887 回

(4) ワクチン接種対象者数（令和3年6月1日現在）

年 齢	総 数	年 齢	総 数	年 齢	総 数
15～19	7,989	50～54	14,614	65～69	9,626
20～24	10,806	55～59	11,888	70～74	12,029
25～29	11,450	60～64	9,386	75～79	9,234
30～34	11,048		35,888	80～84	7,306
35～39	11,872			85～89	4,724
40～44	13,073			90～94	2,061
45～49	15,285			95～99	538
	81,523			100以上	73
					45,591

※基礎疾患 18,000 名（推測）

※12～15歳人口 6,120 人

2、立川市における新型コロナウイルスワクチン接種の今後の進め方 ＝基礎疾患のある方と 64 歳以下の方に接種券発送＝

立川市では、新型コロナウイルスワクチンの接種において、基礎疾患のある方及び高齢者施設等に従事する方を対象としたワクチン接種に合わせ、「60～64 歳」「55～59 歳」「50～54 歳」の接種を順次開始します。

また、これに先立ち、基礎疾患のある方及び高齢者施設等に従事する方で接種を希望する方については、事前に電話や電子申請、郵送による申請を受け付け、準備が整い次第、順次接種券を発送します。

(1) 基礎疾患のある方及び高齢者施設等に従事する方

○優先接種届出（事前申請）

接種希望者は事前に氏名（フリガナ）、生年月日、住所（郵便番号）、電話番号、基礎疾患の種別等（広報・市ホームページ等参照）を、電話やインターネット、郵送（封書）により申請。

市は申請を受け付け後、準備が整い次第、順次接種券を発送。

(2) 年代別接種券の発送について

○「60～64 歳」は 6 月 30 日

○「55～59 歳」「50～54 歳」は 7 月初旬に順次発送

いずれも接種券が届き次第、接種会場に空きがあれば接種予約が可能

○「16～49 歳」は準備が整い次第、順次発送

接種券の発送時期や予約・接種の開始時期は、市の広報やホームページ等で周知。

（「12～15 歳」は検討中）

○なお、自衛隊大規模接種センターでのワクチン接種希望者には、ホームページで周知の上、電話による接種券の申込、発送を行う。

【経緯・接種状況】

○市内の 65 歳以上の高齢者は約 45,500 人で、このうち 6 月 15 日までに 30,439 人（約 67%）が 1 回目の接種を終え、12,007 人（約 26%）が 2 回目の接種を受けている。

○このままの予約状況で推移すると、6 月末までに 1 回目が約 74%、2 回目が約 52%と見込み、7 月中旬ごろには 65 歳以上高齢者全体の約 80%に達すると思われる。

○6 月 21 日～25 日の間、65 歳以上の高齢者で、接種を希望するものの、1 回目の予約が取れていない方を対象に、市役所 1 階多目的プラザで、市職員らによる予約サポートを実施する。

○こうした状況や取り組みに加え、国の大規模接種会場での接種や職域接種の取り組みが進んでいることから、立川市では、次の接種ステージへの展開を前倒しして進めることとした。

○また、個別接種の医療機関において、当日、接種予約者から体調不良等によるキャンセルが生じてきていることから、これまでの「かかりつけ医の患者」への対応に加え、市内保育園に勤務する職員にあらかじめキャンセル待ちの登録を行い、キャンセル時の対応を図っていく。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

1 制度の創設主旨

コロナ禍により国は緊急小口資金、総合支援資金等の特例貸付や住居確保給付金等によるセーフティネットにより生活困窮者を支えてきたが、何回か延長してきた支援措置が8月末で終了する。しかし、依然として生活再建が厳しい方を対象に、新たな支援策の一つとして支援金を設け、特例貸付がこれまで果たしてきた役割を補い、新たな就労や生活保護受給といった次の段階へ円滑に移行できるようにすることを目的に国が創設した。

2 実施主体

都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村

3 支給対象者

別添、資料1のとおり

4 支給額等

単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円（1か月ごと）

支給期間：3か月

申請期限：令和3年8月31日

5 予算措置等

①**予算：103,177,000円（国庫補助10/10）**

②**450世帯**の申請を見込む

③別添資料1（1）対象世帯が本市では511世帯であることから算出

④6月議会において補正予算提案

6 申請について

①**くらし・しごとサポートセンターに申請受付事務を委託する**

②主な対象511世帯に案内及び申請書を郵送し、郵送による申請を基本とする

③支給決定及び支給事務は生活福祉課が実施（時給制職員を2名雇用）。市役所窓口へ申請書持参した方がいた場合、生活福祉課で受付

④**7月1日から**申請事務を開始する

⑤申請受付は申請書を発送次第、順次開始。7月中旬頃からの見込み

⑥補助対象の終了時期について、国は令和3年11月までを想定している。

7 広報

①市ホームページに案内を掲載

②7月25日号市広報においても案内掲載

○ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）は、以下の（１）～（５）の要件を全て満たす者であって、（６）～（９）のいずれにも該当する者に対して、支給する。

※既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給されている者を除く。

（１） 再貸付終了等 要件	次のいずれかに該当する者 （イ）都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること 【既に再貸付が終了】 （ロ）再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること 【再貸付が終了直前】 （ハ）都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと 【再貸付不決定】 （ニ）都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けられなかったこと、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと 【再貸付申請できず】
（２） 生計維持要件	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること
（３） 収入要件	申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。
（４） 資産要件	申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を越える場合は100万円とする。）以下であること。
（５） 求職活動等要件	次のいずれかに該当する者であること ① 公共職業安定所に求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職（以下「常用就職」という。）を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。 イ） 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける ロ） 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける ハ） 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける ② 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

(6)	職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
(7)	生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
(8)	偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
(9)	申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [感染症・医療関連情報](#) > [感染症に関する情報](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) > [子どもに関する情報（学校・学童保育所・保育園など）](#) > [本市小中学校](#) > 立川市立学校の委託事業者における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年6月14日）

更新日：2021年6月14日

立川市立学校の委託事業者における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年6月14日）

市立小学校の委託事業者職員が、新型コロナウイルス感染症患者に感染したので、お知らせします。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、誠に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立学校の委託事業者職員1名

2. 感染確定日

令和3年6月13日(日曜日)

3. 公衆衛生上の対策

保健所の調査により、学校での濃厚接触者がいなかったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部学務課管理係
電話番号：042-528-4336
ファックス：042-528-1204

[立川市教育委員会](#)

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [感染症・医療関連情報](#) > [感染症に関する情報](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) > [子どもに関する情報（学校・学童保育所・保育園など）](#) > [本市小中学校](#) > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年6月21日）

更新日：2021年6月21日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について （令和3年6月21日）

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童1名

2. 感染確定日

令和3年6月19日（土曜日）

3. 公衆衛生上の対策

- 保健所の調査により、学校での濃厚接触者がいなかったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課
電話番号：042-528-4339
ファックス：042-528-1204

立川市教育委員会 所在地：190-8666 東京都立川市泉町1156-9 電話：042-523-2111（代表）